

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 業務委託名 令和 7 年度～令和 10 年度 袋井市下水処理場維持管理業務
- 2 施設所在地 袋井市新池 880 番地の 1 及び袋井市梅山 1111 番地
- 3 委託期間 令和 8 年 1 月 9 日から令和 11 年 3 月 31 日
- 4 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日
- 5 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
年度別契約額並びに費目別固定費及び変動費の内訳は、発注者と受注者による協議のうえ、契約時に作成する覚書に記述する。
- 6 契約保証金 なし

上記の業務委託について、袋井市を発注者とし、〇〇〇〇〇〇〇を受注者として、次の条項により委託契約を締結する。

上記契約を証するため、本書を 2 通作成し、記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 1 月 9 日

発注者	住 所	袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
	氏 名	袋井市長 大 場 規 之
受注者	住 所	〇〇〇〇〇〇〇
	氏 名	〇〇〇〇〇〇〇

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者は、受注者に対して袋井浄化センター及びアクアパークあさばの維持管理業務を委託し、受注者はこれを承諾した。

2 発注者及び受注者は、この契約書で定めるもののほか、要求水準書、一般仕様書、特記仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

(業務の範囲)

第2条 発注者は、受注者に対し、本契約に基づき、特記仕様書に記載された対象施設（以下「本件施設」という）の運営（以下「本件業務」という）を委託し、受注者はこれを受託する。

2 受注者の業務範囲は次に掲げた業務及び特記仕様書に記載された業務とする。

（1）本件施設の運転。ただし、要求水準書に定める放流水質契約基準、汚泥に関する基準及び運転に関する条件を遵守するものとする。

（2）本件施設の維持管理。ただし、要求水準書に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。

（3）環境計測、業務報告等、その他の管理業務

3 受注者は、本契約書で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

(委託期間及び業務準備期間)

第3条 契約日から令和11年3月31日までを委託期間とする。なお、契約日から令和8年3月31日までを業務準備のための期間とし、受注者の費用により、第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

第2章 業務準備等

(施設機能の確認)

第4条 受注者は、本契約締結に先立ち、受注者選定の際に発注者が配布した施設台帳の内容が、要求水準書に定める維持管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設台帳と一致していることを確認する。

2 受注者は、発注者に対して、契約締結後に、施設台帳の内容が要求水準書に定める維持管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が施設台帳に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設台帳に不一致が存在すること及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合を除く。

3 前項ただし書の場合、発注者は、受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

（事業実施計画）

第5条 受注者は、業務開始日の14日前までに、その費用により、本契約書に記載された条件を満たす事業実施計画を作成し、発注者に提出するものとする。事業実施計画には別紙1に記載した事項を記載しなければならない。なお、緊急時への対応（業務継続計画）については別冊とし、毎年度4月1日に発注者に提出するものとする。

2 受注者は、事業実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（事業実施計画の変更を含む）を求めることができる。

3 受注者が事業実施計画の変更を希望する場合、受注者は、変更の7日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出するものとする。

（許認可の取得等）

第6条 受注者は、法令上特記仕様書に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な控室等の使用許可を取得するものとする。

3 前項のほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第3章 運転業務

(流入基準)

第7条 発注者は、流入水の水量及び水質が、要求水準書の流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

2 発注者は、その故意又は過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受注者に損害を生じさせた場合、受注者に対しその損害を賠償する責任を負うものとする。（本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く）

(流入水等の処理)

第8条 受注者は、流入水を要求水準書に定める放流水質契約基準に適合させて放流するとともに、流入水の処理に伴い発生する汚泥を要求水準書に定める脱水汚泥基準に適合させて処理する義務を負うものとする。ただし、第9条第2項、第10条第2項又は第11条において、受注者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。

2 前条の流入基準を満たしている場合、要求水準書に定める契約基準又は運転基準を達成できなかったときは、要求水準書に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を発注者に提出し、速やかに発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

3 前条の流入基準を満たしている場合、契約基準が満たされなかったときは、発注者は、別紙2及び別紙5に規定された基準に従い委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。また、別紙2に示す、予め発注者が指定した「やむを得ない事態」による場合、これに基づき委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求を行うことはできないものとする。なお、「やむを得ない事態」により受注者に生じた追加費用（受注者の故意もしくは過失により生じ又は増加した費用を除く）の負担分担については、双方の協議により決定する。

(流入水質が流入基準を満たさない場合)

第9条 流入水が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合、流入基準未

達が別紙 3 に示す水質に係る未達として列挙されたものであるときは、受注者は、発注者に対し、別紙 5 に従い追加費用を請求することができる。

2 流入基準未達が別紙 3 に示す水質に係る未達として列挙されたものの以外である場合、放流水が放流水質契約基準を満たしていないときも、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者が次項に違反した場合又は受注者に故意又は過失がある場合は、この限りでない。

3 前項の場合、受注者は、放流水質契約基準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従う。受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を別紙 5 に従い請求することができるものとする。

(流入水量が流入基準を上回った場合)

第 10 条 流入水が、水量に関する流入基準を上回った場合（さらに流入水質も流入基準を満たさない場合も含む）、受注者は、別紙 3 に従い対応するものとする。

2 前項の場合においては、放流水が放流水質契約基準を満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受注者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意又は重過失がある場合は、この限りでない。

(流入水量以外の要因による運転基準の緩和)

第 11 条 脱水汚泥の搬出制限又は放流水質、脱水汚泥含水率等の改善及び搬出汚泥量の削減等を目的とした運転方法の試行などの理由により、一時的に放流水質運転基準又は脱水汚泥基準を満たさない可能性があることを受注者及び発注者が合意している場合には、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者に故意又は過失がある場合は、この限りでない。なお、運転方法の試行などを実施する際には、受注者は発注者に対し、試行の期間、目的、内容等の事項を示す書類を提出するとともに、完了後には速やかに試行などにより得られた情報、知見及び今後の方針などをとりまとめた書類を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は放流水質の運転基準緩和とコスト縮減についての検証を行い、発注者に対して説明を行う。検証に着手する前には、発注者と検証期間や実施

内容について協議を行う。また、検証期間中においては、要求水準書に示す運転基準を満足できない場合においても、別紙 2 に示す運転基準未達時における対応は不要とする。

第 4 章 維持管理

(本件施設の維持管理)

第 12 条 受注者は、次に記載された本件施設の維持管理業務を行うものとする。

(1) 特記仕様書に記載された範囲内における点検及び調整、消耗品の交換及び修繕

(2) その他の本件施設の維持管理

2 前項の規定にかかわらず、特記仕様書に添付された工事予定表に規定する施設の補修等を発注者が行っていないことにより、本項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、受注者は前項の義務を負わないものとする。

(更新等の必要性に関する報告)

第 13 条 本件施設において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、受注者は、発注者に対し、補修又は更新が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

(回復措置請求)

第 14 条 第 16 条第 2 項に規定する施設機能の評価の結果、第 12 条に規定された維持管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから 30 日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復

に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。（以下「回復措置請求」という）

- 3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後 14 日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めるものとする。
- 4 発注者は、前項の書面を受領した後 14 日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から 14 日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、発注者及び受注者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、発注者及び受注者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、発注者及び受注者が 1 人ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに 1 人を選任する。仲裁は、3 人の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考え、本条第 3 項から第 5 項までに規定された手続がなされ、又は、本条第 6 項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、本条第 3 項から第 5 項までに規定する手続により回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、本条第 6 項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

第 5 章 環境計測、業務報告等

（本件施設の環境計測）

第 15 条 受注者は、本件施設の日常的な運転管理のため、並びに放流水又は

汚泥が要求水準書に示す放流水質基準及び脱水汚泥基準を満たしているかを確認するため、特記仕様書に示す計測を行う。また、受注者は、放流水又は汚泥が要求水準書に示す放流水質基準及び脱水汚泥基準を満たしているかを確認するため、特記仕様書 別紙 5 に示す放流水質及び脱水汚泥含水率の計測を毎月 2 回行い、発注者に提示し、その計測の結果、要求水準書に示す放流水質基準及び脱水汚泥基準のいずれかを満たしていない場合、受注者は別紙 2 に規定された措置を行うものとする。

（発注者による放流水の監視、立入検査）

第 16 条 発注者は、随時、自らの費用で、自ら又は本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないように努めなければならない。

2 発注者は、随時、自ら、又は、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力する義務を負う。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないように努めなければならない。

3 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む）は、前項の施設機能の検査又は受注者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受注者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

（業務の報告）

第 17 条 受注者は、本件施設の点検及び第 15 条に規定する環境計測の結果について、一般仕様書に掲げる内容に従い日誌を作成する。受注者は、原則として毎週月曜日（祝日の場合は、その翌日）に前週の日誌を発注者に提出するとともに、今後一週間の業務予定を報告するものとする。なお、日誌の提出はメールによる提出も容認する。また、業務予定の報告は Web 会議やテレビ会議により実施することを容認する。

2 受注者は、月報及び年報を作成し、発注者に提出する。月報及び年報に記

載すべき事項は一般仕様書によるものとし、様式は、受注者の提案に基づき、発注者が承認するところによる。なお、月報及び年報の提出はメールによる提出も容認する。

- 3 日誌、月報及び年報の内容について、受注者は発注者に対し説明を行う。なお、発注者は、必要な範囲で受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

第6章 発注者の義務 (委託費等の支払)

第18条 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む）は、前条第2項の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を確認し、受注者にその結果を通知する。

- 2 受注者は、前項の通知を受けた後に、各月の委託費（本契約上受注者が発注者に請求できる費用を含む）の支払を発注者に請求する。

- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に委託費を支払うものとする。

- 4 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による委託料の支払が遅延した場合は、発注者に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の年率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

- 5 委託費は固定費及び変動費から構成される。具体的な委託費の算定方法は別紙5のとおりとする。

- 6 変動費は、流入水量及び変動費単価は年度別実績に基づき、別紙6に示すとおりに調整を行う。

（著しく物価が変動した場合の契約変更）

第19条 予期することのできない特別の事情により、各年度末に、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不適當となった時は、発注者又は受注者は第18条第5項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の場合において、委託金額の変更額については発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合に

あつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 3 前項の協議開始の日については発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(施設の更新及び補修)

- 第20条 発注者は、特記仕様書に規定する工事予定表に従い、本件施設の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

- 第21条 受注者の責めに帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、当該事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(1) 第8条第3項に規定する場合(準用される場合も含む)

(2) 第12条に違反したことにより発注者に損害が生じた場合

(3) 前2号のほか受注者の本契約の規定への違反その他受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、次の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(1) 第7条第2項に定める場合

(2) 前号のほか、発注者の本契約の規定への違反その他発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

- 3 受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責めに帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

- 4 発注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責めに帰すべ

き事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

5 発注者及び受注者は、別紙 7 に示す保険に加入するものとする。

6 本契約は、第三者に対して要求水準書に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

(責任範囲)

第 22 条 受注者及び発注者の責任範囲については別紙 8 に従うものとする。

(責任限度)

第 23 条 受注者が発注者に支払うべき違約金は、当該年度の契約金額の 100 分の 10 を上限とする。ただし、以下の費用については責任限度を設けない。

(1) 受注者の故意又は重過失により損害が生じた場合

2 前項において、「当該年度の契約金額」とは、当該年度の固定費及び「当該年度の流入予測に基づく変動費の予定額」の合計額をいう。また、「当該年度の流入予測に基づく変動費の予定額」とは、要求水準書に示す流入予測水量をもとに別紙 5 に従い算出される変動費の額をいう。

第 8 章 契約終了

(期間満了による終了)

第 24 条 期間満了により終了した場合、受注者は次の義務を負う。

(1) 受注者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継書を提出するものとする。

2 発注者は、随時、自ら、又は、本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の 30 日前から 10 日前までの期間内において発注者が決定した日に、施設機能の評価を行うことができる。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から 30 日以内に、請求するものとする。

3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について維持管理要求水準違反が生じた場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後 30 日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

4 本条第 2 項による請求がなされた場合、第 14 条第 3 項から第 7 項までの規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第 25 条 受注者について、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者は、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき。

(2) 管理技術者を配置しなかったとき。

(3) 本件業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 受注者及び管理技術者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5) 第 26 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が事業を放棄したと認められるとき。

(7) 第 8 条第 3 項に該当するとき（ただし、別紙 2 で定められた解除の条件を満たす場合に限る）。

(8) 第 14 条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わないとき。ただし、受注者による不服の申立てにより同条第 3 項から第 5 項までに規定する手続がなされている期間及び同条第 6 項による仲裁がなされている期間においては、同条第 8 項による請求がなされた場合を除き、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。

(9) 第 27 条に違反したとき。

(10) 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 30 日以内に違反が是正されなかったとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にあっては当該個人、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という)第2条第6号の暴力団員(以下アにおいて「暴力団員」という)及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 受注者が、下請負契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請負契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く)に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第39条第3項の解除を求め、受注者が正当な理由なくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く)。

(12) 破産の申し立てをした場合、又は、第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされたとき。

(13) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続の開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続の開始の申立を受けこれらの手続が開始されたとき。

(14) 小切手又は手形の不渡があったとき。（ただし、2号不渡を除く）

(15) 本項第6号から第8号に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又は本契約書に基づく業務が困難であると合理的に認められるとき。

(16) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項各号の事由の発生により、発注者が契約を解除した場合は、受注者は発注者に対し、違約金を支払う。この場合において、違約金の額は、当該年度の契約額の100分の10とする。

3 第24条第1項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合は、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。

4 前項による請求がなされた場合は、第14条第3項から第7項までの規定を準用するものとする。

5 受注者は、この契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、解除後速やかに発注者に明け渡さなければならない。

（受注者による契約解除）

第26条 次に該当する場合は、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。

（1）発注者が、委託費の支払を1箇月以上遅延した場合

（2）受注者の責めに帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

2 前項により契約が解除された場合は、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない）を請求することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

第9章 その他

(表明及び保証)

第27条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第25条第1項第12号から第16号までに規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報が正確であること。
- (7) 第25条第1項第11号に違反しないこと。

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
- (2) 議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続をすべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

(発注者による委託内容の変更)

第28条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容

の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という）の3箇月前までに変更案（委託費部分を含まない。本条において「変更案」という）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1箇月以内に、発注者に対し、変更案に対応する委託費に関する見積りを提出するものとする。

3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1箇月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1箇月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第24条を準用する。発注者は受注者に対し、年間の固定費の100分の10に相当する金額を本契約終了後30日以内に補償金として支払うものとする。

5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

（受注者による委託内容の変更）

第29条 受注者は、委託の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という）の2箇月前までに変更案（委託費部分を含む。本条において、「変更案」という）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1箇月以内に変更

案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って本契約は変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(不可抗力)

第 30 条 暴風、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

2 暴風、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。

3 暴風、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により本件施設が損傷した場合、被災した施設の機能の復旧に関して必要な業務については、発注者と受注者で協議のうえ復旧支援協力に関する協定を締結し、受注者は必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。なお、この協定に基づき、発注者が受注者に対して要請した業務に係る費用は発注者の負担とする。

4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必

要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 5 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の委託費については、処理場運営維持に最低限必要な固定費相当分を支払うものとする。ここでの処理場運営維持に最低限必要な固定費とは、人件費、燃料費、通信運搬費、保険料、手数料等を指す。

(経費の負担)

- 第 31 条 受注者が業務履行上、負担する経費は、別紙 4 に定めるものとする。
それ以外は発注者の負担とする。

(契約の変更)

- 第 32 条 第 28 条から第 30 条までに定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

- 第 33 条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利もしくは義務又は契約上の地位を譲渡し、又、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(再委託)

- 第 34 条 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、特記仕様書第 2 条第 3 号の環境計測及び同条第 8 号のその他の業務を請け負わせることができる。

(通知)

- 第 35 条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た所在地に対して行うものとする。

- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出な

なければならない。

(秘密保持)

第 36 条 発注者及び受注者は、次に掲げる場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合
- (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合
- (6) 発注者のアドバイザーに対し開示する場合。ただし、アドバイザーが受注者の営業の部類に属する取引を行っている場合を除く。
- (7) 相手方が書面により承諾した場合
- (8) 本契約が第 25 条により解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合

2 前項の規定は本契約終了後も存続するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 37 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する浜松簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に必ず出頭するものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別な定めをしたものを除き、発注

者及び受注者がそれぞれ負担することとする。

（雑則）

第 38 条 受注者は、本件業務の実施に当たり、別紙 9 に示す関連法令等を遵守する。

2 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

5 受注者は、日誌、月報、年報等の提出書類は原則として印刷物及び電子データで提出する。

6 発注者及び受注者は、本業務で作成した提出書類を契約期間内において保管する義務を負う。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第 39 条 受注者は、第 25 条第 1 項第 11 号のアからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という）を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った維持管理業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該維持管理業務に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第 1 項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該維持管理業務に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（協議）

第 40 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

別紙 1（第 5 条関係）

（事業実施計画）

実施計画は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A 4 又は A 3 用紙とすること。事業実施計画を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

1 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

2 人員体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

3 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

4 ユーティリティの調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

5 点検計画

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検、水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

6 施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、設備点検の内容・頻度・要領、分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・頻度・要領、清掃の内容・頻度・要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

7 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。

以下のような場合について、各々記載する。

- (1) 大雨時の対応（別紙 3 に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する、また、別紙 3 と矛盾しないこと）
- (2) 悪質排水の流入時の対応（別紙 3 に示す「対応可能な悪質流入水」の場合と、それに該当しない場合を区分して記載する、又、別紙 3 と矛盾しないこと）
- (3) 停電時の対応
- (4) 地震・津波等への対応

袋井市下水道業務継続計画（地震編）（制定 平成 27 年 3 月 20 日）に基づき、発注者と受注者は協議の上、大規模地震や津波の発生後における発注者との連絡体制、緊急点検、緊急措置、応急復旧等の対応手順、方法を記載する。

なお、災害により被災した処理施設の機能の復旧に関して必要な業務については、第 30 条第 3 項で定める内容に基づき、発注者と受注者で協議のうえ復旧支援協力に関する協定を締結し、受注者は必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行することを事業実施計画策定時に考慮する。

- (5) 施設機能停止時の対応

第 12 条に規定する維持管理業務を遂行しているにもかかわらず、第 30 条に規定する予測できない施設や設備の機能停止を引き起こす事象が発生した場合の対応手順、方法を記載する。

8 修繕業務への対応

特記仕様書に示す全ての電気設備、機械設備及び建築設備の修繕（一件当たりの金額が一定額以下のもの）が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

9 搬出汚泥量削減のための取り組み

袋井浄化センター及びアクアパークあさばから搬出される脱水汚泥量を

削減するための取り組みについて、維持管理の観点から考えられる方策について具体的に記載すること。

10 下水道のPRに向けた対応（特記仕様書第2条（5）関連）

下水道のPRを目的とした市民向けのイベントに関する提案について、その内容について記載すること。

別紙 2（第 8 条、第 15 条、第 25 条関係）

（放流水又は汚泥が契約基準又は運転基準を満足しない場合の対応）

放流水又は汚泥が、要求水準書に示す契約基準又は運転基準を満足できない場合、次の手続をとる。

1 第 1 段階 未達の確認、報告

受注者は、環境計測により放流水質又は脱水汚泥含水率が契約基準又は運転基準を満たしていないことを把握し次第、速やかに発注者に報告する。

2 第 2 段階 改善期間、改善計画書の提出

（1）運転基準未達の場合には、受注者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行った上で、発注者に改善計画書を提出し、対応策について協議を行う。

（2）契約基準未達の場合には、発注者の指導、監督に従い、受注者は、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。

（3）流入水が流入基準を満たさない場合は、発注者にて改善を行う。

（4）流入水が流入基準を満たしている場合は、契約書第 8 条第 2 項に基づき、受注者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。

（5）原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、「やむを得ない事態」による場合は、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。

（6）受注者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、運転基準を満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

3 第 3 段階 委託費の減額

（1）契約基準未達の場合、流入水が原因である場合及び「やむを得ない事態」による場合を除き、別紙 5 のとおり委託費を減額する。

（2）運転基準のみ未達の場合、委託費の減額は行わない。

4 第 4 段階 契約解除、違約金

（1）流入水が原因である場合、やむを得ない事態による場合を除き、契約基準を満足できない状態が 30 日以上継続する場合又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合に

は、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第 8 条第 3 項に基づき、第 25 条第 2 項に定められた違約金を支払う。

なお、やむを得ない事態としては、次を想定する。

ア 自然災害、停電等の不可抗力時

イ 発注者により行われた修繕に起因する不具合によるもの

別紙 3（第 9 条、第 10 条関係）

（流入基準未達の場合の対応方法）

1 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、次のとおりとする。

- （1）大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- （2）大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH 計にて検出できる範囲のもの）
- （3）大量のきょう雑物

流入水の臭気、色や pH の監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受注者は次の措置をとる。

ア 受注者は、上記の物質が反応タンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。

イ 速やかに発注者に報告するものとする。

2 対応可能である雨天時浸入水等

降雨時には、次の対応をとる。

- （1）受注者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。（監視個所を規定）
- （2）受注者は、流入水の水量が要求水準書に示す時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ場で対応できる場合は、適切な運転により、処理を行う。

なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

別紙 4（第 31 条関係）

（経費の負担）

受注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- 1 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- 2 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- 3 ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- 4 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- 5 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- 6 モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- 7 電話・FAXの設置工事費及び維持費
- 8 図表 1 に定める変動費
- 9 図表 2 に定める固定費
- 10 特記仕様書第 2 条に定める修繕業務の費用

図表 1 経費負担（変動費）

項目	項目
光熱水費	電力費（使用料金）、水道費（アクアパークあさばの使用料金）
薬品費	高分子凝集剤、滅菌用薬品等

図表 2 経費負担（固定費）

項目	項目
光熱水費	電力費（基本料金）、水道費（袋井浄化センターの基本料金及び使用料金、アクアパークあさばの基本料金）
機械・電気部品費	バルブ、圧力計、コック、弁、バッテリー等
機械・電気消耗品費	Vベルト、フィルタ、グリース、誘導灯、ケーブル等
水質試験用消耗品費	メスシリンダー、三角フラスコ等
燃料費	ガソリン、プロパンガス
通信運搬費	電話回線使用料

※ 消耗品とは、事務及び工事用消耗品で、耐用年数 1 年未満又は取得価額 10 万円未満の器具をいう（袋井市水道事業及び下水道事業会計規程別表 3 の規定による）。なお、消耗品の負担区分に疑義のあるときには発注者と受注者の協議により決定する。

別紙 5（第 8 条、第 9 条、第 18 条、第 23 条関係）

（委託費等の計算方法）

1 委託費の考え方

（1）発注者が受注者に支払う委託費は、次の算式によって算定される。

（委託費）＝（固定費）＋（変動費）＋（消費税及び地方消費税）

（変動費）＝（変動費原単位）×（流入水量（実績値））

（変動費原単位）＝（変動費使用量原単位）×（変動費単価）

上算式で示した用語の定義については、次のとおりとする。

変動費原単位 流入水量当りのコスト単価（円／m³）

変動費使用量原単位 流入水量に対する変動費項目使用量

（例 電力 kwh／m³、水道 m³（水道使用量）／m³（流入水量））

変動費単価 変動費項目使用量に対するコスト単価

（例 電力 円／kwh、水道 円／m³）

なお、変動費原単位、変動費使用量原単位及び変動費単価については、契約手続きの際に発注者が指定する（以下これを「市設計変動費原単位」、「市設計変動費使用量原単位」、「市設計変動費単価」と称する）。

（2）委託費は月払いとし、毎月分の固定費と、予定流入水量の 1／12 に対応する変動費を支払う。流入水量の増減に伴う変更や別紙 6 に示す委託費計算方法の調整に伴う精算については各年度の 3 月分にて精算する。

2 流入水が要求水準書に示す流入基準を満たしている場合（基準を満たしていないが発注者と受注者で対応可能と合意した場合を含む）

（1）放流水質が要求水準書に示す契約基準を満たしている場合、かつ要求水準書に示すその他の基準を満たしている場合は、固定費＋変動費＋消費税及び地方消費税の全額を支払う。

- (2) 放流水質又は脱水汚泥が要求水準書に示す契約基準を満たしていない場合は、固定費を減額する。

減額幅は、次のとおり算出する。

契約基準に対する未達の回数を、当該月において受託者が計測した回数で除した比率により委託費（固定費）を減額する。当事項に該当することにより、固定費を減額する必要がある場合には、減額の対象事例が発生した当該月分の支払い時に減額を行う。

3 流入水量が要求水準書に示した基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合（別紙3の「対応可能である降雨」に相当する場合）

- (1) 流入水量が基準を超えている場合でも、発注者が受注者に支払う委託費は、次の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量}) + (\text{消費税及び地方消費税})$$

- (2) 「対応可能である降雨」に相当する場合、要求水準書に示す契約基準を満たさない場合でも、委託費の減額は行わない。この場合において、放流水が要求水準書に示す契約基準又は要求水準書に示すその他の基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

4 3以外に流入水質が要求水準書に示す基準を超えた場合

- (1) 放流水質が要求水準書に示す契約基準を満たし、かつ要求水準書に示すその他の基準を満たしている場合、発注者が受注者に支払う委託費は、次の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量}) + (\text{追加費用}) + (\text{消費税及び地方消費税})$$

ここで追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質契約基準を満たすために要する費用をいう。（薬品費、人件費、電力費等）

(2) 放流水が要求水準書に示す契約基準又はその他の基準のいずれかを満たしていない場合でも、委託費の減額は行わない。この時、放流水が要求水準書に示す契約基準又はその他の基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

- 5 要求水準書で示す放流水質や汚泥含水率に関する基準を満たしているか否かは、特記仕様書第2条(3)②の業務にて示される検査および分析の結果を用いるものとする。

別紙 6（第 18 条関係）

（委託費計算方法等の調整について）

1 委託費計算方法等の変更について

（１）委託費について、当該年度の３月分の精算時において、一定の条件を満たした場合には、受注者と発注者は協議を行い、双方が同意した場合に限り、精算時の変動費を変更することができる。なお、変更対象は当該年度のみとする。

（２）（１）における一定の条件とは、当該年度３月分精算時の年度別変動費実績額が、年度別変動費設計額に対して５パーセントを超えて増減した場合をいう。

2 固定費の変更について

固定費は、流入水量及び変動要素の変動による変更は行わない。

3 変動費の変更について

（１）年度別変動費実績額が、年度別変動費設計額に対して５パーセントを超えて増減した場合には、処理場の変動費に係る当該年度委託料の額を変更することができるものとする。

委託料の額の変更を行う場合は、以下に示す算出方法で算定し、当該年度の３月分の委託料において調整し、精算する。

増額＝（年度別変動費実績額－年度別変動費設計額×１．０５）×請負比率＋消費税及び地方消費税

減額＝（年度別変動費設計額×０．９５－年度別変動費実績額）
×請負比率＋消費税及び地方消費税

ただし、年度別変動費実績額は、以下の電力料、水道料金及び薬品費に係る年度別変動費実績額の算定結果を合わせた額とする。

① 年度別変動費実績額（電力料）＝当該年度実績流入水量（m³）×市設計変動費使用量原単位（kwh/m³）×当該年度平均実績変動費単価（円

/kwh)

② 年度別変動費実績額（水道料金）＝当該年度実績流入水量（m3）×市設計変動費使用量原単位（m3/m3）×当該年度平均実績変動費単価（円/m3）

③ 年度別変動費実績額（薬品費）＝当該年度実績流入水量（m3）×市設計変動費使用量原単位（kg/m3）×市設計変動費単価（円/kg）×企業向けサービス価格指数（当該年）／企業向けサービス価格指数（設計年）

※ 企業向けサービス価格指数は、日本銀行調査統計局が公表する「企業向けサービス価格指数」のうち、「総平均」の値を指標とする。

当該年とは、N年度の委託料を対象とする場合、N+1年1月速報におけるN年値を対象とする。（例 令和8年度委託料を対象とする場合は、令和9年1月速報における令和8年（2026年）値）

（2）変動費使用量原単位については、原則見直しは行わないが、施設の増設等のやむを得ない事情により、大きく変動した場合には、3月分精算時に発注者と受注者は協議を行い、見直しの是非を検討する。

別紙 7（第 21 条関係）

（保険）

1 受注者の加入する保険

受注者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに次の条件による賠償責任保険に加入し、履行期間中において毎年度更新しなければならない。

（１）請負作業の遂行中に他人の生命・身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を保証するもの

（てん補限度額）対人 1 億円以上／1 人、1 億円以上／1 事故

対物 1 億円以上／1 事故

（２）被保険者が行った業務の不注意によって、施設・設備等が被る損害を保証するもの

（てん補限度額）対物 1 億円以上／1 事故

2 発注者の加入する保険

発注者は、自らの負担で次の保険に加入しており、本履行期間中はこれを継続する。

（１）下水道賠償責任保険

被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償金及び費用被害を保証するもの

保険の対象は、次のとおりとする。

ア 施設、設備

被保険者が管理する下水道施設及びその管理業務で使用するメンテナンス作業用機械装置、資材等の財物

イ 業務の範囲

アの施設、設備の点検、清掃、補修等の維持管理業務

（てん補限度額）対物 3,000 万円／1 事故

対人 1 億円以上／1 人、3 億円以上／1 事故

（２）市有物件災害共済保険

市の所有する動産が損害を被った場合にその損害額を補償するもの。

災害の種類及びそのてん補割合、てん補限度額は次のとおりである。

災害の種類	てん補割合	免責金額	大規模災害のてん補限度額	
			1回の事故のてん補限度額	同一年度内の限度額の有無
火災	100 分の 100	なし	なし	なし
落雷				
爆発			2 億円	
物体の落下		損害額 5 万円未満	なし	なし
車両の衝突				
暴行				
破壊行為				
風・水災・雪 災	100 分の 50		2 億円	あり
土砂崩れ				

別紙 8（第 22 条関係）

（責任範囲）リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合	○	
		受注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	別紙 9（遵守すべき関係法令、条例等）に示す法令の変更	○	
		消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合	○	
		法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合		○
		上記以外の法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故等により第三者に与えた損害		○
		発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合	○	
		通常避けることができない浸水・騒音・振動・悪臭等による場合	○	
		上記において、受注者が善良な管理者の注意義務を怠った場合		○
		その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合	○	○
		上記以外のもの		○
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭等）		○
		上記以外のもの	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の責務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	○
	不可抗力リスク	天災、暴動、通常の予想を超えた事象等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	○
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合またはやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受注者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		発注者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○

別紙 9（第 38 条関係）

（遵守すべき関係法令、条例等）

- 1 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- 2 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- 3 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日号外法律第138号）
- 4 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- 5 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- 6 職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）
- 7 労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137号）
- 9 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- 10 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- 11 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- 12 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- 13 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- 14 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- 15 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）
- 16 ガス事業法（昭和29年3月31日号外法律第51号）
- 17 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日号外法律第117号）
- 18 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- 19 その他関連法令等